平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業 (観光施設等のトイレの洋式化) 補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 公益社団法人香川県観光協会長(以下「会長」という。)は、香川県内の観光施設等において、観光客の受入環境を整備する者が行う、公衆トイレの洋式化及び機能向上を実施する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助対象者は、国が定めた「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」(平成29年3月15日国総支第61号、国総物第101号、国鉄総第296号、国鉄都第132号、国鉄事第319号、国自旅第378号、国海内第173号、国港総第491号、国空ネ企第169号、国空事第7252号、国空環第78号、観参第266号。以下「国の要綱」という。)第76条第2項に規定する補助対象事業者として国から認められた者とする。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、前項の補助対象者として認められない。
- (1) 代表者及び役員等が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 という。)又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」と いう。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴 力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組 織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この項において同 じ。)であると認められるとき。
- (2) 代表者及び役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の 利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (3) 代表者及び役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、 金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (4) 代表者及び役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められるとき。
- (5) 契約等の相手方が第1号から第4号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する者と委託契約又は資材等の購入契約 を締結する等当該者を利用していた場合(第5号に該当する場合を除く。)に、会長 が当該委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めた

にもかかわらず、これに従わなかったとき。

(補助対象経費等)

- 第3条 補助対象経費は、国の要綱第76条第2項に規定する補助対象経費として国に認められた経費(外国人旅行者が現に多く使用している、もしくは今後多くの使用が想定される公衆トイレの洋式化及び機能向上に要する経費)とし、整備項目は、次の基本整備項目と追加整備項目とする。
 - (1) 基本整備項目は次に掲げるものとする。
 - ① 和式トイレの洋式化
 - ② 洋式トイレの増設
 - ③ 洋式トイレの旧式から新式への交換(温水洗浄便座を設置するものに限る。)
 - (2) 追加整備項目は次に掲げるものとするが、追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り補助対象とする。
 - ① 温水洗浄便座の設置(多目的トイレへの設置も含む。)
 - ② ハンドドライヤーの設置
 - ③ 洗面器の設置・交換・自動水栓化
 - ④ 化粧鏡の設置・交換
 - ⑤ 小便器の設置・交換(旧式→新式)
 - ⑥ 室内外照明LED化
 - ⑦ 室内冷暖房の設置
 - ⑧ 内壁・外壁の改修 (躯体工事は除く。)
 - ⑨ 窓の交換
 - ⑩ 入口ドアの設置・交換
 - ① ピクトサインの設置や英語表記
 - ① その他
- 2 前項の整備項目について県による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則としてこの要綱の 補助金の対象とならない。

(補助対象外経費)

- 第4条 補助対象外経費は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 土地の取得に要する費用。
 - (2) 公衆トイレの新築、周囲の改修(周囲の舗装、アプローチのバリアフリー化、 観光案内看板の設置・交換、浄化槽の設置)、建替や増改築等の躯体工事、多目的 トイレ自体の設置等

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の補助率を1/3、1施設(ある用途のために建てられている建物及び建物の一区画をいう。同一敷地又は同一建物内において、同一用途の建物又は建物の区画が複数ある場合で、かつ、所有者又は管理者が同じ場合には、それぞれの建物又は建物の区画をあわせて1施設とする。)あたりの限度額を20万円とする。

(交付申請及び交付決定)

- 第6条 補助金の交付を希望する者は、平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(観光施設等のトイレの洋式化)補助金交付申請書(様式第1号)に、国の要綱第78条第1項に定められた補助金交付申請書(様式第4-1)と、「平成29年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)『公衆トイレの洋式化及び機能向上』」応募要領に定められた提出書類(①要望書、②設計図や図面等、③公衆トイレと観光スポットの位置関係がわかる地図等、④補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料、⑤地方公共団体等の補助(予定)額等を確認できる資料等、⑥2ヶ月分の利用水量がわかる書類(ただし直近1年以内のものに限る)、⑦①~⑥の電子データ)及び関係書類の写しを添えて、会長に提出することとする。なお、提出時期は、原則国と同日とする。
- 2 補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を原 則、減額して記載することとする。
- 3 補助対象者は、国の要綱第79条第1項に定められた交付決定通知書(様式第4-2) が届いたときは、一週間以内にその写しを会長へ提出することとする。
- 4 会長は、第1項及び第2項の規定により提出された申請書及び国の交付決定通知書の 内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請者に通 知することとする。
- 5 使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定 額は増額しないこととする。

(交付条件)

- 第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 本要綱の規定に従うこととする。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けることとする。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は時期の変更を行う場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けることとする。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した取得財産等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ることとする。

(5) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助 事業完了後5年間保存することとする。

(工事の着工)

第8条 補助対象者は、交付決定日以後に、公衆トイレの洋式化及び機能向上に係る工事 に着工しなければならない。

(交付申請書の受付)

第9条 交付申請書の受付は、原則として先着順とする。ただし、予算を超過する申請が あった場合には、当該超過した日をもって受付を終了することとし、当該受付終了日に 到着した交付申請書については、抽選により受付を行うものを決定する。

(変更交付申請及び変更交付決定)

- 第10条 補助対象者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(観光施設等のトイレの洋式化)補助金変更承認申請書(様式第2号)に、国の要綱第80条第1項に定められた交付決定変更申請書(様式第4-3)又は同条第2項に定められた変更届(様式第4-4)と添付資料の写しを添えて、会長に提出することとする。なお、提出時期は、原則国と同日とする。
- 2 補助対象者は、国の要綱第81条第1項に定められた交付決定変更通知書(様式第4-5)が届いたときは、一週間以内にその写しを会長へ提出することとする。
- 3 会長は、第1項及び第2項の規定により提出された補助金変更承認申請書、国の交付 決定変更申請書又は変更届、添付書類、交付決定変更通知書の内容を審査し、適当と認 めるときは、補助金の変更交付を決定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(状況報告及び確認)

- 第11条 補助対象者は、補助対象事業の実施状況等について、平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(観光施設等のトイレの洋式化)状況報告書(様式第3号)を提出しようとするときは、国の要綱第83条第1項に定められた状況報告書(様式第4-6)の写しを添えて、会長に提出することとする。なお、提出時期は、原則国と同日とする。
- 2 補助対象者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、 平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(観光施設等のトイレの洋式化)状況報告書(様式第3号)に、国の要綱が定める状況報告書(様式第4-6)及び関係書類の 写しを添えて、会長に提出することとする。なお、提出時期は原則国と同日とする。
- 3 補助対象者は、前項の補助対象事業の遂行状況について、次事業年度第2四半期終了後、平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(観光施設等のトイレの洋式化)状

況報告書(様式第3号)に、国の要綱が定める状況報告書(様式第4-6)の写しを添えて、会長に提出することとする。なお、提出時期は原則国と同日とする。

(実績報告)

- 第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(観光施設等のトイレの洋式化)実績報告書(様式第4号)に国の要綱第84条に定められた完了実績報告書(様式第4-7)及び関係書類の写しを添えて、会長に提出することとする。なお、提出時期は原則国と同日とする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は平成30年4月10日の いずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(額の確定)

- 第13条 補助対象者は、国から国の要綱が定める補助金の額の確定通知書が届いたときは、一週間以内にその写しを会長へ提出することとする。
- 2 会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象 事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに対した条件に適合すると認めた ときは、交付すべき補助金の額を確定し、平成29年度観光客の利便性・満足度向上事 業(観光施設等のトイレの洋式化)補助金の額の確定通知書(様式第5号)により補助 対象者に通知することとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の額の確定を受けた補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(トイレの洋式化)補助金支払請求書(様式第6号)を会長に提出することとする。

(交付決定の取り消し等)

- 第15条 会長は、補助対象者が次の各号に該当するときは、交付決定の全部または一部 を取り消し、又はその決定の変更若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - (1) 事業を中止したとき。
 - (2) 事業が期限内に完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 補助金交付申請書その他書類に虚偽があるとき。
 - (4) 事業計画の内容が事実と著しく相違したとき。
 - (5) 予算の執行が不適当と認められるとき。
 - (6) 第12条に規定する実績報告書が提出されなかったとき。
 - (7) 補助対象者が第2条第1項第1号但し書き、もしくは同条第2項各号に規定する事項に該当することが判明したとき。
 - (8) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (9) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは法令に違反したとき。
- (10) 香川県補助金等交付規則(平成15年規則第28号)第9条第1項各号に規定 する事項が生じたとき。

(補助金の返還)

第16条 会長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の取り消しに係る 部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるも のとする。

(加算金及び延滞金)

- 第17条 補助対象者は、第16条の規定に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、 その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(そ の一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき 年10.95パーセントの割合で計算した加算金を当協会に納付しなければならない。
- 2 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、 納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当協会に納付しなければならない。
- 3 会長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(取得財産等の整理、帳簿等の保存、管理等)

第18条 補助対象者は、取得財産等の整理、帳簿等の保存、管理等については、国の要綱第89条から第91条までの規定に基づき適切に事務処理を行うこととする。

(取得財産等の処分の制限)

- 第19条 補助対象者は、取得財産等について、国の要綱第92条の規定にある財産処分制限期間を経過する日までの間、会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。
- 2 補助対象の財産を処分しようとするときは、あらかじめ平成29年度観光客の利便性・満足度向上事業(観光施設等のトイレの洋式化)補助金財産処分承認申請書(様式第7号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 会長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を公益財団法人香川県観光協会へ納付させることとする。

(補 則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの 要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、 なおその効力を有する。